

京都市消防団員退職報償金支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第100号

京都市消防団員退職報償金支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消防団員退職報償金支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項第2号中「本市」の右に「(京北町の区域の編入の日前の同町を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(消防局総務部庶務課)